

函館市沿岸漁業構造改善対策事業補助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

函館市長 工 藤 壽 樹

#### 函館市規則第17号

函館市沿岸漁業構造改善対策事業補助規則の一部を改正する規則

函館市沿岸漁業構造改善対策事業補助規則（昭和40年函館市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「およびその」を「，その」に改め，「限る。）」の後ろに「その他これらに準ずるものとして市長が別に定めるもの」を加える。

#### 附 則

- 1 この規則は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は，この規則の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し，同日前の申請に係る補助金の交付については，なお従前の例による。